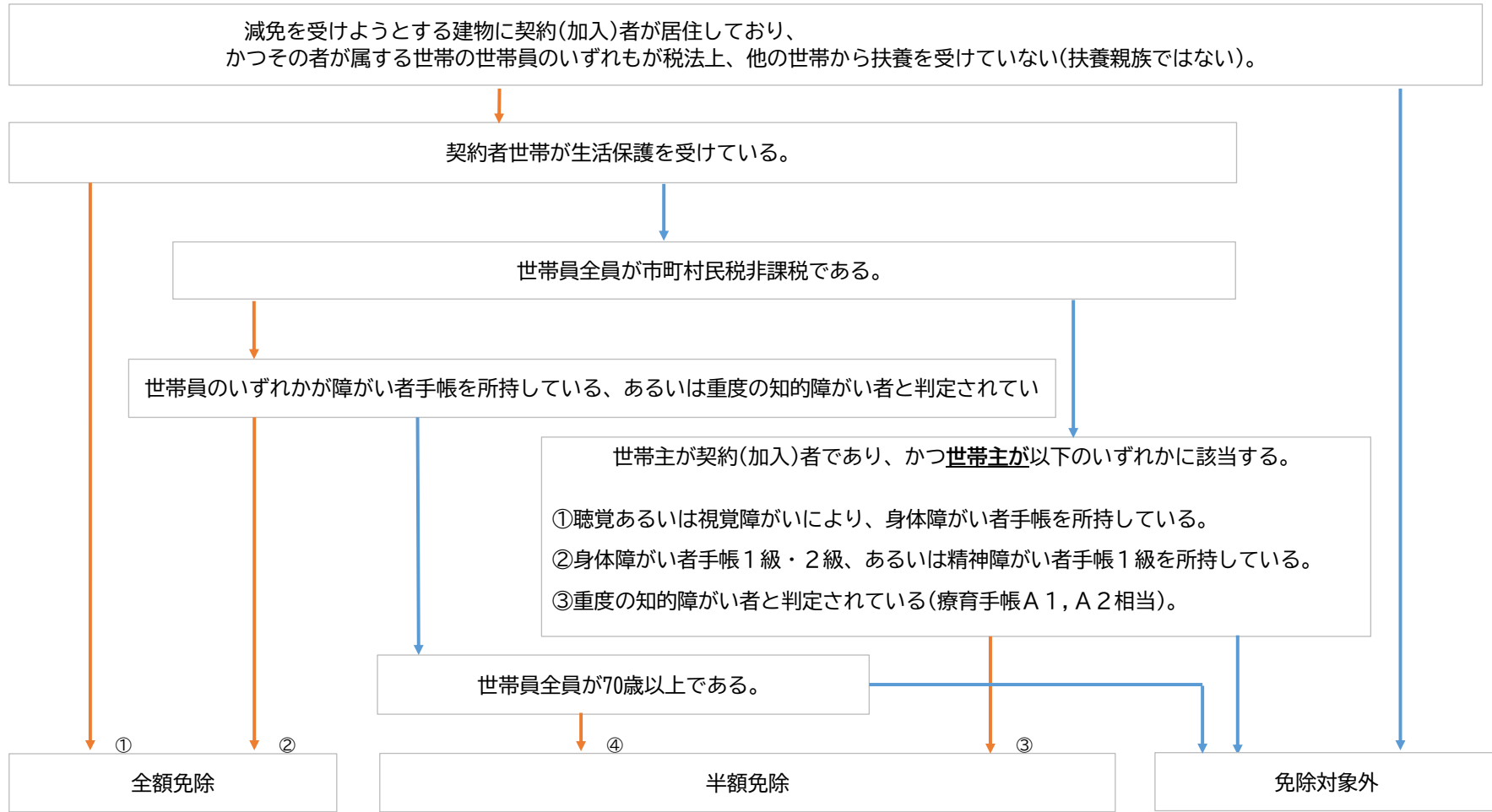


ケーブルテレビ減免判定フローチャート



【CATV減免判定上での世帯の考え方】
住民票上別世帯であっても、生計同一世帯およびテレビ契約が同一の世帯は同一世帯としてみなします。

例)

- ・同一住所、同一住居、同一契約
- ・同一住所、別住居(本家・隠居)、同一契約

【扶養親族の考え方】
住民票上別世帯の被扶養者であり、かつその扶養者が課税者の場合、被扶養者は扶養親族としてみなします。
一方で、別世帯の被扶養者であったとしても、その扶養者が非課税者の場合、扶養控除の適用外となるため、扶養親族とは見なさない。

→ はい
→ いいえ

フローチャートの結果はあくまで参考程度とお考え下さい。
減免判定時の世帯状況等により必ずしもフローチャート通りの結果とは限りません。